

吹田市立市民センター等管理業務仕様書

本書は、「吹田市立市民センター等指定管理者管理運営基準」第4に規定する施設の維持管理に関する業務基準を定めるものとし、各業務における仕様の詳細については次に挙げる業務の個別仕様書において規定するものとする。

なお、機器の入替え等により、指定管理の開始時点又は指定管理開始後において、個別仕様書と異なる設備を管理する必要が生じる場合においても、指定管理者はこれを誠実に履行するものとする。

個別仕様書	対象施設			
	岸部	豊一	千里丘	山田ふれあい
① 清掃業務	○	○	○	○
② 自家用電気工作物保守業務	○	/	○	○
③ 消防設備等保守点検業務	○	○	○	○
④ 昇降機保守点検業務	○	○	○	○
⑤ 空調設備保守点検業務	○	○	○	○
⑥ 自動扉開閉装置保守点検業務	○	○	○	○
⑦ 機械警備業務	○	○	○	○
⑧ 樹木等保守管理業務	○	○	○	○
⑨ 廃棄物処理業務	○	○	○	○
⑩ 防火対象物定期点検業務	○	/	○	○
⑪ 舞台吊物装置等保守点検業務	○	○	○	○
⑫ ピアノ調律業務	○	○	○	○
⑬ 建築物・建築設備・防火設備点検業務	○	/	○	○
⑭ 音響設備保守点検業務	○	○	○	○
⑮ 舞台照明設備保守点検業務	○	○	○	○
⑯ 陶芸窯点検業務	/	/	○	○
⑰ 岸部市民センター給水設備維持管理業務	○	/	/	/
⑱ 山田ふれあい文化センター移動観覧席保守点検業務	/	/	/	○
⑲ 山田ふれあい文化センター受水槽清掃業務	/	/	/	○
⑳ 山田ふれあい文化センター舞台設備操作管理委託業務	/	/	/	○